

2019年9月14日

株主各位

大阪市中央区南船場二丁目1番3号  
株式会社プロルート丸光  
代表取締役社長 安田 康一

## 臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2019年11月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定させるため、2019年10月3日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主とすることを定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
同事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

以上